

令和4年度 第2回 首里城公園管理体制構築検討委員会

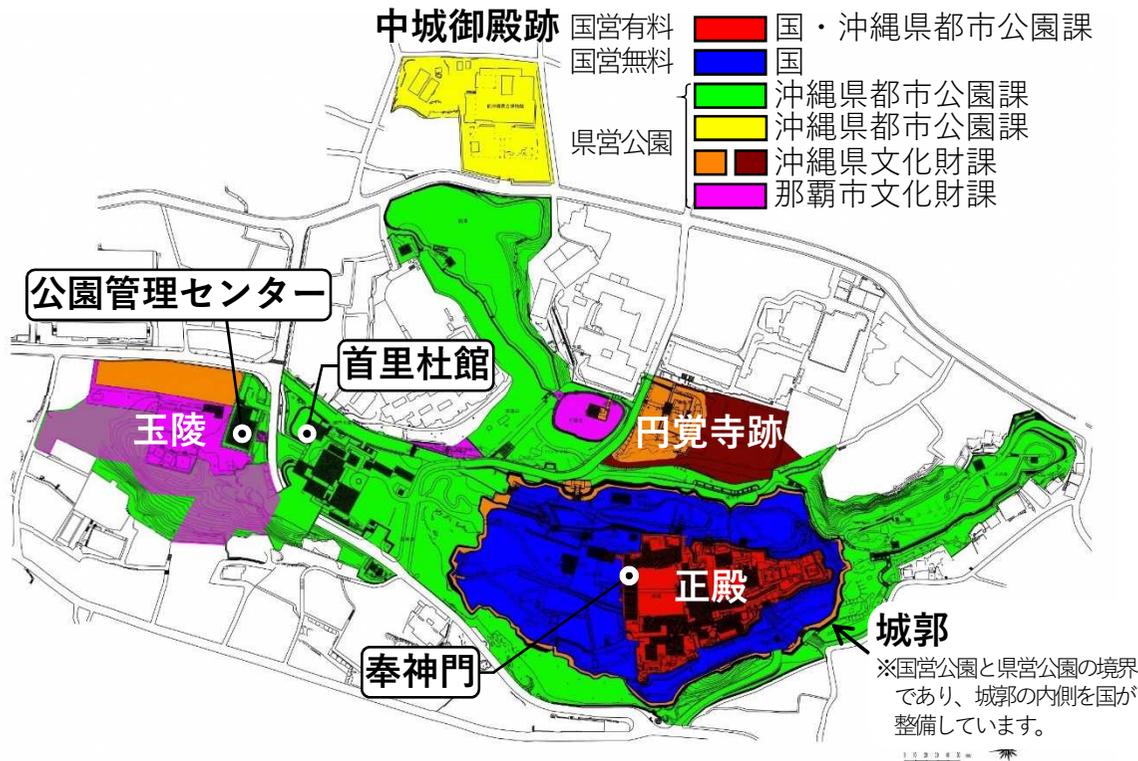
【資料5】管理運営の仕組みの見直し

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール
2. 国と県の役割について
3. 防災に係る業務について
4. 防火・防災の人材育成

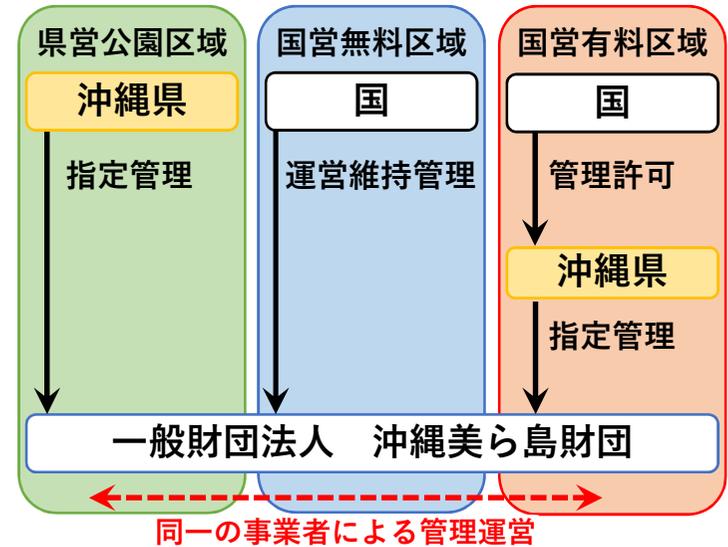
1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール

令和3年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けて、**防災機能の向上を目指す制度（仕組み）の詳細検討**を行う。

取組	年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
管理運営の 仕組みの見直し (制度の活用方法、 業務内容等)	制度の活用方法の 見直し方針		防災機能の向上を目指す制度(仕組み)の詳細検討 (防火管理の適切な実行体制の確保)	防災センター機能の役割分担を踏まえた 制度(仕組み)の検討 (消防法等の関係法令 や必要な規定等の検討を含む)	継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討 (防災・防火対策に関する公園全体の横断的な仕組み)		公園全体での 取組の実施
	次期の管理期間の業務内容 (防災関連)の見直し方針						



首里城公園の管理区分図



首里城公園の管理運営状況

2. 国と県の役割について

国営区域の管理の位置づけ

首里城公園（国営沖縄記念公園首里城地区）は、都市公園法の第二条第一項第2号ロに基づいて設置された都市公園である。同法第五条の規定により、平成30年10月に公園管理者の許可を得て、平成31年2月から沖縄県が管理している。

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

（都市公園の管理）

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が行う。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条 第二条の三の規定により、都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
 - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

2. 国と県の役割について

国と県の協定書における「管理」内容について

首里城正殿等の管理に関する協定書では、業務内容として下記が位置付けられている。

甲：国営沖縄記念公園管理者内閣府沖縄総合事務局 乙：沖縄県 令和4年5月20日締結

国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の設置及び管理に関する実施協定書

(目的)

第1条 本協定は、首里城正殿等の設置及び管理を乙が自らの責任において、主体的、包括的に実施していくに当たり、その方法として、甲が乙に対して都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づく設置許可及び管理許可（以下「設置管理許可」という。）を与えることを前提とし、乙が首里城正殿等の管理を行う上で必要となる内容の詳細及びその他今後の手続きの円滑な実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(公園施設の管理)

第7条 乙は、首里城正殿等の管理に当っては、都市公園の効用に資するため、公園施設としての首里城正殿等の本来の用途に従い、常に良好な状態で保持しなければならない。

2 乙は、首里城正殿等の管理の詳細な内容について、設置管理許可を得た後、管理開始日までに管理要領を定め、甲に提出する。乙は、管理要領を定めるとき、又は変更するとき、事前に甲と協議し、その同意を得なければならない。

3 乙は、公園施設としての首里城正殿等の設置の目的に適合して管理を行うことができる十分な資力、信用及び能力を有する者に首里城正殿等の管理を行わせることができる。この場合においては、本条第5項による現在の運営維持管理者からの業務引継期間を考慮した上で、原則として公募により新たな運営維持管理者の選定を行う。

(後略)

(業務内容)

第9条 乙又は新たな運営維持管理者は、首里城正殿等の管理として本条各号に定める管理（甲が行う復元整備等、大規模修繕及び予防保全として行う修繕（以下「大規模修繕等」という。）を除く。）を実施する。

(1) 維持管理

①施設維持管理業務 ②展示物保全・展示業務 ③軽微な修繕業務 ④安全衛生管理業務 ⑤警備業務

⑥その他維持管理に関する業務

(2) 運営

①入館料徴収業務 ②普及啓発業務 ③企画調査研究業務 ④売店営業等業務

⑤広告宣伝・誘客営業活動業務及び利用促進計画業務 ⑥復元整備に関する展示解説等 ⑦その他運営に関する業務

(甲と乙のリスク分担)

第19条 本協定における甲及び乙の役割分担も踏まえつつ、設置管理許可を受けた者としてのリスクは乙が負担し、それ以外の国営公園の公園管理者及び公園施設の所有者としてのリスクは甲が負担する。これにより難しい場合には、乙は速やかに甲にその旨を書面で通知し、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

2. 国と県の役割について

都市公園法及び国と県の協定書を踏まえ、国と県の役割を整理すると次のとおりである。
防災に係る管理内容は、維持管理業務のなかの複数の項目にまたがって含まれている。

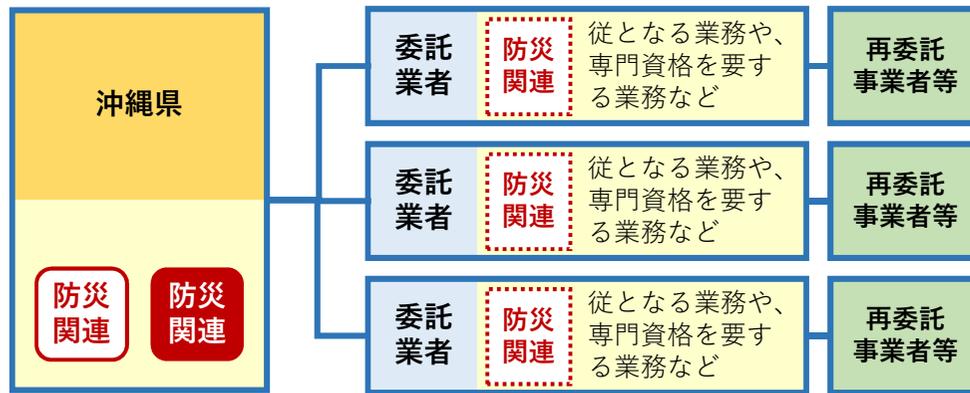
	立場	求められる役割	防災に係る管理内容
国	<ul style="list-style-type: none"> 国営公園の公園管理者及び公園施設の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> 設置者として、防火・防災に強い建物や設備等の整備・更新。 整備にあたって前提とした、各施設の安全上の使用条件等の整理・提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県に対して、公園管理上、必要な指示をすることができる。 県による首里城正殿等の管理内容・状況に関して、都市公園の適正な管理がなされているかを確認するため、モニタリングを実施する。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> 設置管理許可を受けた者 国から設置管理許可を得て、首里城正殿等の設置及び管理（維持管理及び運営）を行う立場。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の目的や、各施設の使用条件等に基づいた、管理要領の作成。 首里城公園の適切な管理運営の実施。 	<p>(1)維持管理</p> <p>①施設維持管理業務 →日常的な設備の運転監視、維持修繕・保守点検などを想定</p> <p>④安全衛生管理業務 →法令点検等に関する安全衛生管理計画の策定、事故・災害の防止・利用者指導、安全点検などを想定</p> <p>⑤警備業務 →火災の早期発見及び初期消火、災害等非常時における緊急対応などを想定</p>

3. 防災に係る業務について

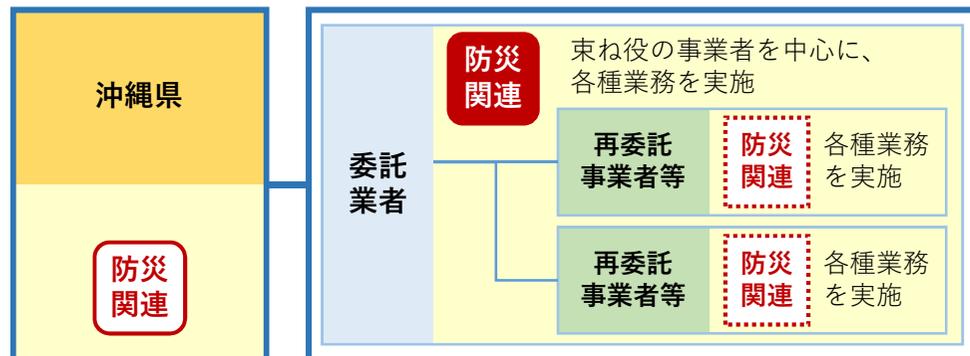
首里城正殿等の防災業務の考え方

県が首里城正殿等の管理（維持管理及び運営）を行うにあたり、どのような管理の方法（直営、指定管理等）を採用する場合であっても、防火管理の適切な実行体制の確保ができるような仕組みが必要である。

管理の方法イメージ
(例1) 県による直営



(例2) パッケージ（一括）委託



管理（維持管理及び運営）の業務内容
※赤枠が主に防災に関連する業務

- ①施設維持管理業務
 - 設備等の運転監視
 - 建物・設備等の維持修繕・保守点検
 - 清掃、防虫・害虫駆除
 - 植物管理
 - その他
- ②展示物保全・展示業務
- ③軽微な修繕業務
- ④安全衛生管理業務
 - 安全衛生管理計画の策定
 - 事故・災害の防止・利用者指導
 - 安全点検（法定点検含む）
 - 衛生管理
- ⑤警備業務
 - 迷子、盗難等への対応
 - 事故への対応
 - 火災の早期発見・初期消火
 - 災害等非常時における緊急対応
- ⑥その他維持管理に関する業務

3. 防災に係る業務について

消防法では防火管理者のすべきこととして、

- ①消防計画を作成し、届け出ること
- ②消防計画に基づいて防火管理に係る業務を行うこと
- ③防火管理業務の実施にあたっては、必要に応じて管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を遂行することや火元責任者等へ必要な指示を与えたりすること

などが定められている。

防火管理者のやるべきこと（消防法施行令第3条の2）

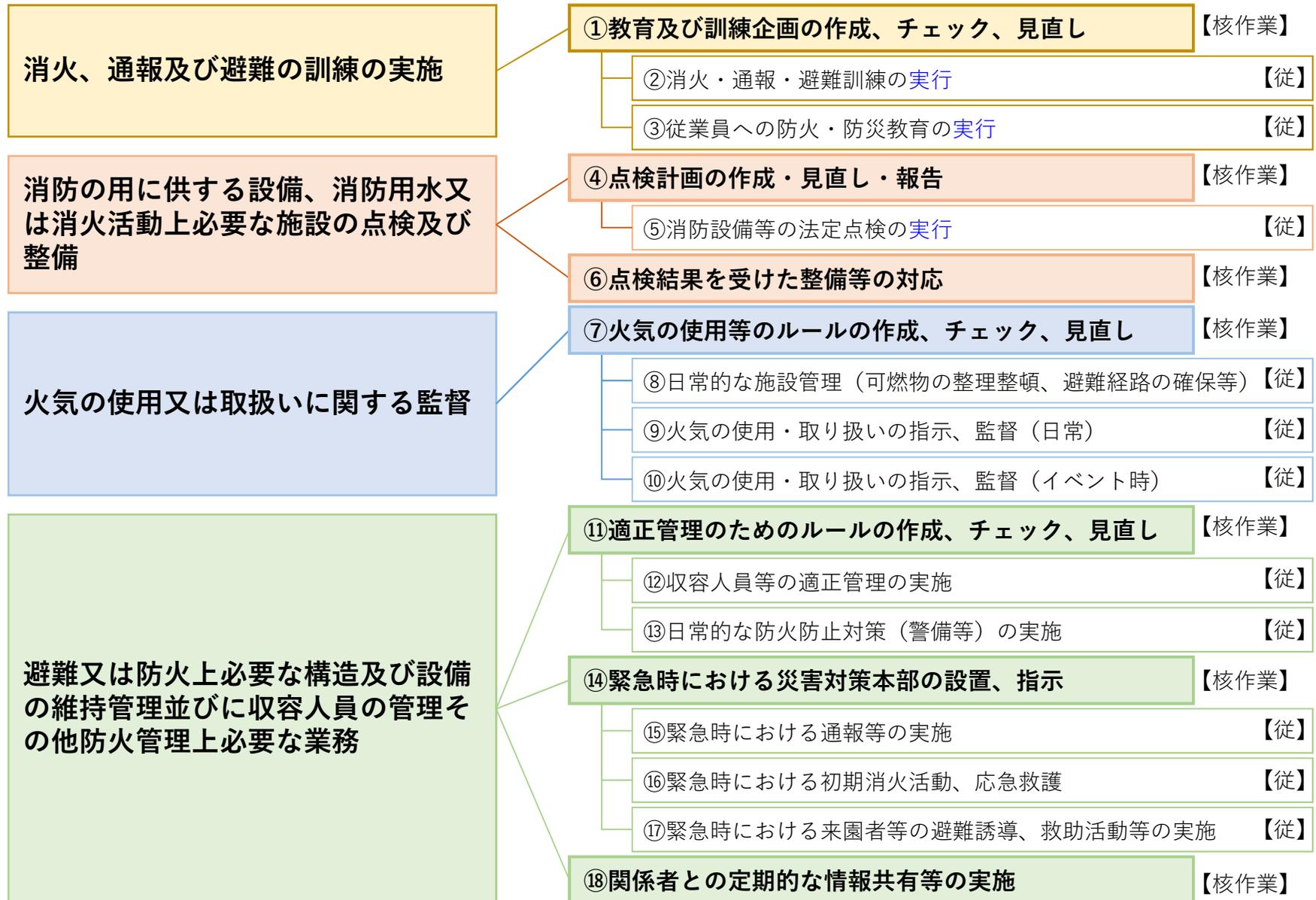
- 総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- 消防計画に基づいて、下記の業務を行わなければならない。
 - 消火、通報及び避難の訓練の実施
 - 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
 - 火気の使用又は取扱いに関する監督
 - 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務
- 防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

3. 防災に係る業務について

防火管理にかかる業務の想定

消防法施行令での記述

発生すると想定される業務等



4. 防火・防災の人材育成

- ・人材育成（訓練、教育等）において、防災訓練の実効性や防災意識を高めることが課題である。
- ・これらの課題への対応として、実施する取組イメージは以下のとおりである。

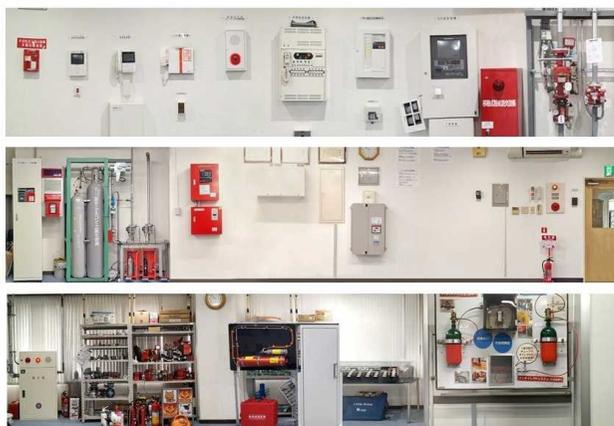
■人材育成（訓練、教育）にかかる課題など

- ・警報装置や消火装置など実機を使用する訓練は、公園の開園前または閉園後に実施する必要があるが、参加できないスタッフ等も存在する。
- ・各種装置等を緊急時に的確に操作するためには、実機に慣れておく必要があるが、全体訓練では代表者のみが実機を操作することが多く、参加者全員が実機に触れる機会は少ない。
- ・来園者の避難誘導を担当するスタッフも含めて、日頃から有事の際の模範行動や災害ごとのポイントなどを理解・意識するための教育が必要。

取組イメージ

防災訓練の実効性を高める

- ・各種装置を実際に触って訓練を行えるトレーニング室を整備するなど、スタッフ全員が実機に慣れるような訓練を実施する。



トレーニング室のイメージ

(出典：株式会社ニチボウHP)

日常的な防災意識を高める

- ・映像やパネル、紙芝居など、わかりやすい各種防災教育ツールの開発などを行い、スタッフの防火・防災教育を行う。



防災紙芝居のイメージ

(出典：総務省消防庁)